

船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会

報 告 書 (案)

平成28年2月

目 次

1. 本検討委員会設置の経緯	1
2. 委員名簿	2
3. 検討委員会の開催状況	2
4. 検討委員会での検討内容の概要	3
(1) 第1回検討委員会	3
(2) 第2回検討委員会	3
(3) 第3回検討委員会	5
(4) 第4回検討委員会	6
(5) 第5回検討委員会	7
5. 検討結果	8
(1) 実施内容	8
(2) 実施計画	20
6. 参考資料	22
(1) 試行事業スケジュール（案）	23
(2) 検討委員会会議資料 （今まで配布した資料を添付します。）	24

1. 本検討委員会設置の経緯

公園は、公共のオープンスペースとして、幼児から高齢者まで幅広い年齢層が、休息、運動、遊び、地域活動など様々な目的で利用されています。子ども達にとっては、放課後や休日における貴重な外遊びの場所ですが、大規模で施設も整った公園は少ないので現状です。

ボール遊びができている公園もありますが、球技場ではないため、防球施設が整備されていない公園も多く、譲り合って使う場所であるため、他の利用者が使用できない使用方法や危険となる硬球や金属バットの使用は禁止とし、注意看板にも「野球・サッカー・ゴルフ等の練習は危険なのでしないでください。」と明記しています。

また、小さな公園では、遊具広場と運動広場が分かれていることもあり、ボール遊びに夢中になって、他の利用者の危険となったり、ボールが園外へ飛び出してしまうこともあるため、親子での柔らかいボール遊び以外を禁止している公園もあります。このような経過によって公園におけるボール遊び自体が禁止行為とされつつある状況となっています。

しかし、ボール遊びがしたい、できる場所がないという意見も多く、平成26年度に開催された市長と中学生とで船橋の将来を話し合う「こども未来会議室」においても、ボール遊びができる公園がほしいという提案もありました。

これを受けて、どのようにすれば公園で自由にボール遊びできるかについて、有識者や市民代表等で構成する「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を設置し、検討することになりました。

2. 委員名簿

	役 職	氏 名
会 長	公益財団法人千葉県体育協会理事長	大野 敬三
副会長	船橋市自治会連合協議会副会長（東部地区）	加瀬 武正
委員	千葉大学教育学部准教授	谷藤 千香
	船橋市小中学校体育連盟会長	岩村 彰喜
	船橋市自治会連合協議会副会長（西部地区）	香取 政弘
	船橋市自治会連合協議会副会長（南部地区）	海老原 勇
	船橋市自治会連合協議会副会長（北部地区）	平川 道雄
	船橋市自治会連合協議会副会長（中部地区）	泉谷 清次
	船橋市スポーツ推進委員協議会会長	渡邊 千代美
	船橋市青少年相談員連絡協議会副会長	松井 一彦
	船橋市 P T A 連合会監事	川崎 敬民
	船橋市教育委員会管理部長	原口 正人
市	船橋市教育委員会学校教育部長	秋山 孝
	船橋市教育委員会生涯学習部長	佐藤 宏男
	船橋市健康福祉局子育て支援部長	金子 公一郎
	船橋市建設局都市整備部長	伊藤 敬一
	船橋市建設局都市整備部公園緑地課長	三橋 亨

3. 検討委員会の開催状況

回	開 催 日	会場
第 1 回	平成 27 年 7 月 30 日	中央公民館 5 階 6・7 集会室
第 2 回	平成 27 年 8 月 28 日	市役所 9 階 第 1 会議室
第 3 回	平成 27 年 10 月 20 日	現地視察（6 公園）
第 4 回	平成 27 年 12 月 24 日	職員研修所 5 階 502 研修室
第 5 回	平成 28 年 2 月 9 日	職員研修所 5 階 502 研修室

4. 検討委員会での検討内容の概要

(1) 第1回検討委員会 平成27年7月30日(木)

本委員会設置の経緯、本市の公園におけるボール遊びについての現状、先進事例などを紹介し、委員間での情報共有を行った。

《委員からの主な意見》

- ・確かにボール遊びをしている隣で、幼児などが遊んでいるのは危ない。対象公園の選定や時間帯、曜日などいろいろな角度で検討が必要。
- ・遊んでいる中でやっていい事、悪い事を学んでほしいが、現在ボール遊びのできる場所が無く、ルールを決めて利用させることは大切だと思うので、これが契機になるよう期待する。
- ・先進事例ではプレイリーダーとあるが、遊び終わった後のゴミ拾いなどマナーということもしっかりやってほしいので、スポーツ推進委員や青少年相談員連絡協議会の方でお願いできると良いと思う。

《第1回検討委員会のまとめ》

○条件が整えば公園でボール遊びをさせてあげたい。

○今後の課題

- ・物理的な条件（公園の大きさ、周辺の立地条件など）
- ・曜日及び時間的な要件（時間的な使い方など）
- ・ボールの種類（硬さや大きさ、具体的な種類など）
- ・管理者の配置（安全面など）
- ・マナー（利用方法や近隣の方への配慮）

(2) 第2回検討委員会 平成27年8月28日(金)

試行する公園や指導者の配置など実施内容（案）について検討を行った。

《事務局からの提案》

- ・前回の検討委員会での意見をまとめ、5つの行政ブロックから各1公園、近隣公園（田喜野井公園・夏見台近隣公園）2公園、比較的広めの街区公園（大穴第2号公園・西船みどり公園・本町4丁目広場公園）3公園を選定した。
- ・平日放課後の試行は全5公園で行い週1回を4公園、週2回を1公園で試行する。
2近隣公園は別に月1回土曜に協力団体などを探しイベントを開催したい。
- ・指導員の配置については、安全性や利用方法などの管理で数名の配置を必要と考える。
- ・試行の時期については、夏休みが終わる9月からを予定。

《委員からの主な意見》

- ・街区公園ではボール遊びとそれ以外の利用者とのすみ分けが必要。
- ・今までボール遊びができていない中、急に使えるようになった時に遊び方や判断に不安があるので、最初の段階としてある程度のルールや見守る人は必要ではないか。
- ・平日だと小学生が公園で遊んでいるのを見かける。中学生は部活や習い事があるのか公園で姿を見ないが、月に1度の千葉県教育研究会船橋支会（千教研）のある水曜日ですと中学生も参加ができるので対象にして考えてみてはどうか。
- ・今回の試行では、今ある公園を使いボール遊びができるかと言う事なので、新たに公園施設（防球ネットなど）を設置するものではないが、パーテーション的なネットは用意した方がいい。
- ・公園を視察すれば状況もわかるので、提案の5公園を見に行ってはどうか、
- ・管理責任者の責任問題はどうなるのか。

《第2回検討委員会のまとめ》

- 公園毎に状況が違うためボール遊びの種類は、公園毎に制限を設ける。
- 試行日は中学生も参加できるように千教研の水曜日も実行する。
- 安全対策として簡易的なネット等で区切る。
- 次回第3回検討委員会は提案5公園と前原東6丁目公園を現地視察する。
- 今後の課題
 - ・管理責任者の責任、保険について事務局で確認する。

(3)第3回検討委員会 平成27年10月20日(火)

事務局提案の5公園と委員から提案のあった1公園の計6公園を現地視察した。

《委員からの主な意見》

○田喜野井公園

- ・奥行もありイベントには使いやすい。
- ・ボールが外に出なければいいのでは。
- ・広場内に移動フェンスを置けばより効果的になる。

○夏見台近隣公園

- ・特に問題は見られない。中学生も気にせず遊べるのではないか。

○大穴第2号公園

- ・周りのフェンスが低い。
- ・川側の危険個所の対応が必要。
- ・公園の周りが道路なので、近隣の方々にも理解が得られやすい。

○西船みどり公園・本町4丁目広場公園

- ・柵が無いのでボールの飛び出し対策が必要。
- ・近隣住民との話し合いは必要。
- ・対象は小学生に絞ってはどうか。
- ・ボール遊びの種類も限定する。

○前原東6丁目公園

- ・備え付けの柱では上にネットを掛けるのは難しい。
- ・5年ごとの契約の借地に、費用をかけて工事をする必要があるのか。
- ・芝面に波がある。
- ・近隣との騒音問題はどうか。

(4)第4回検討委員会 平成27年12月24日(木)

第3回の現地視察を踏まえ、公園ごとに試行案についての検討を行った。

《委員からの主な意見》

- ・ある程度の期間は指導者をつけて、耳が痛くなる位、指導しておく必要があると思う。ボールの種類もそうだが、遊び方については、特に小まめに子供たちに教えていかなければいけないと思う。
- ・バットの使用は、使用方法や公園の広さ、周りの状況も踏まえて指導する人、見守る人の協力が必要である。
- ・最初のうちは驚くほど丁寧に利用者へのお知らせをしていかなければいけない。
- ・試行開催する前に、ある程度基本の枠を作つておいて、実際使ったらこれは危なかったので禁止にしたり、これはできそ�だったから取り入れたりと、現場で融通の幅があつていい。
- ・何もかも規制するということではなくて、子供たちの自主性に任せて遊ばせてあげたい。
- ・子供たちに、他にいろんな人が公園を使っていることを説明し、気を配つてボール遊びをすることを説明する。
- ・これはしてはいけませんというときには、だめというだけではなくて、こうするならいいよというところを明示してあげることが大切。
- ・無理やりに試行を実施することはできない。現実に実施するためには、他の公園を検討することになるかもしれない。そこは事務局に任せることも検討していただきたい。
- ・禁止事項についてはすべて一緒ではなくて、各公園の状況に合つた禁止事項を決めていくことが必要。
- ・町会・自治会、青少年相談員、スポーツ推進委員が指導者として継続的に指導していくことは難しい。
- ・広報での周知については足りないことも想定されるので、柔軟に対応して、説明をしていってほしい。

《第4回検討委員会のまとめ》

○試行は田喜野井公園、夏見台近隣公園、大穴第2号公園、西船みどり公園、本

- 町4丁目広場公園で実施する。前原東6丁目公園の試行は実施しない。
- 各公園での実施事項、禁止事項はそれぞれの公園の状況などを踏まえて、個々に設定する。

(5)第5回検討委員会 平成28年 2月 9日(火)

管理者の設置と保険について報告があり、「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会報告書（案）」の内容について検討した。

《委員からの主な意見》

5. 検討結果

本委員会では、どのようにしたら子ども達が、公園でボール遊びができるかをメインテーマとして検討し、検証する方法について取りまとめました。

試行の内容は以下のとおりですが、形、広さ、施設の状況が異なる5つの公園で、どのようなボール遊びができるか、どのようなルールが必要になるかが見えてくると思われます。

公園ごとのルールや運用方法については、町会・自治会と密に連携をとり、参加した子ども達の意見も踏まえて、ボール遊びに対する共通理解が得られるようにしたいと考えています。そして数年先には、管理者は配置せず、地域の方々の理解と見守りの中で、子ども達自身が「〇〇したら危ないな」、「小さい子も一緒にだから気を付けて遊ぼう」とか考えたり、学んだりしながら、楽しくボール遊びができることを期待します。

(1) 実施内容

試行の概要は下記のとおりとする。

○ 試行を実施する公園

- ・近隣公園「田喜野井公園」「夏見台近隣公園」2公園、街区公園「大穴第2号公園」「西船みどり公園」「本町4丁目広場公園」の3公園で実施する。

○ 実施時期

- ・平成28年9月から11月の3か月間

○ 実施時間

【平日開催】

- ・試行する全ての公園で、週1～2回開催する。
- ・9月は15時30分から17時30分、10月～11月は15時00分から16時30分に実施する。

【土曜開催】

- ・田喜野井公園と夏見台近隣公園で月1回、10時から12時に実施する。

○ 禁止する行為

- ・他の利用者の危険となる遊び
- ・公園外へボールが飛び出す恐れのある遊び
- ・他の利用者が使用できなくなる使用方法

※試行運用の中で公園の規模や周辺の環境にあったルール作りを行っていく。

○人の配置と仕事内容

- ・試行においては、実施時間は、管理者3人及び市職員を配置する。
- ・見守り、遊具の貸し出し、物品管理を行う管理者業務は、(公財)生きがい福祉事業団へ委託する。
- ・安全管理は市職員が担当する。
- ・指導については丁寧に行い、自主性を損なわないよう注意して行う。

○安全措置

- ・ボールの飛び出し防止と利用者間の安全確保のため、移動式ネットやカラーヨーンを公園にあわせて設置する。

○周知方法

- ・近隣小中学校へチラシを配布する。
- ・公園に看板を設置する。
- ・平日については遊びを提供する部分がないため、運用方法やPRを引き続き検討する必要がある。

○検証すること

- ・継続して行うことでのどのくらいの年齢こどもが、どのような遊び方をしているかなど現状の利用状況を把握する。近隣公園と街区公園の利用者の年齢、集まっている範囲、曜日による使用状況なども把握できる。
- ・ルールやボール遊びの範囲を決める要因を検証する。(年齢、広さ、施設状況、周辺状況、遊び方、利用方法)
- ・それぞれの公園にあったルール設定(ボールや遊びの種類、利用方法)を行うことで、その公園で、子ども達が楽しめる遊び方や利用方法が作れるかを、子ども達の様子や感想から把握して検証する。
- ・5公園で実施することで、広さ、防球施設の状況、周辺状況、利用状況による比較ができる。

○留意事項

- ・予測される危険に対し、十分な事故防止対策を行う。
- ・公園ごとに、管理者、支援者、市など関係団体を網羅した連絡体制を整備する。
- ・将来的には、管理者、道具は配置せず、ルールの範囲で自主的に遊べるようになることを見据えて検討する。

○公園ごとの実施内容は次頁以降のとおりとする。

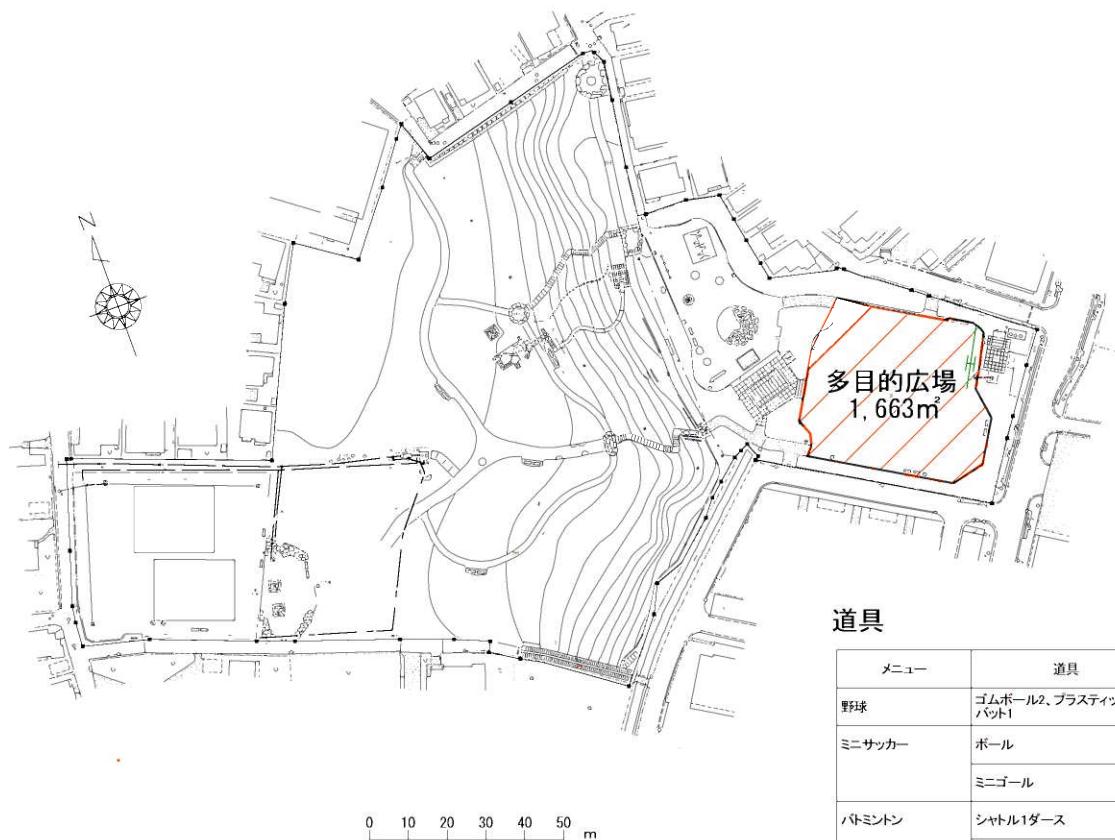
【田喜野井公園】

検討事項	内容		備考
対象	小中学生		呼びかけをする対象であり、使用を制限することではない
実施回数	水曜日（週1回）	土曜日（月1回）	
時間	15時30分～17時30分 15時00分～16時30分	10時～12時	夏季（～9/30） 冬季（10/1～）
用意するボールの種類	キヤッチボール サッカーボール ソフトドッヂボール ゴムボール など	遊びを提供してくれる団体やスポーツチームに参加してもらう中で、平日と同様の準備をして、イベント形式と併せて利用してもらう。	遊具の持ち込みは制限しない。使用するボールや遊びの種類は検討が必要。 土曜日のイベント内容については、協力団体と協議して決める。
遊びの禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者の危険となる遊び ・公園外へボールが飛び出す恐れのある遊び (固いボールの使用や打撃やシュートのようなコントロールが難しい行為) ・他の利用者が使用できなくなる使用方法 (公園全体を使用しての試合形式) など 		公園ごとに状況を踏まえて細かく設定・修正していく。 子どもの自主性を尊重する。
人の配置	試行時間中は人を配置する。		試行においては、（公財）生きがい福祉事業団による見守りを行う。市職員も配置する。
仕事内容	安全管理、貸出す道具の管理、マナーや利用方法の指導		
安全措置	飛び出し防止として出入口に移動式フェンス等を設置する		
事業の周知方法 ・集客方法	近隣の小中学校や周辺自治会等へチラシを配布する。 公園内にルールを明示した看板を設置する。		

田喜野井公園



公園面積18,017m²



メニュー	道具	数量
野球	ゴムボール2、プラスティックバット1	1
ミニサッカー	ポール	2
	ミニゴール	1
バトミントン	シャトル1ダース	1
	ラケット	2
ドッヂボール	ソフトドッヂボール	1
ゴムボール	ゴムボール大小	2
キヤッチボール	キヤッチボール用天然ゴムボール	1
	グローブ	2
輪投げ	的、輪	1
フリスビー	フリスビー	1
マーカー		
カラーコーン		

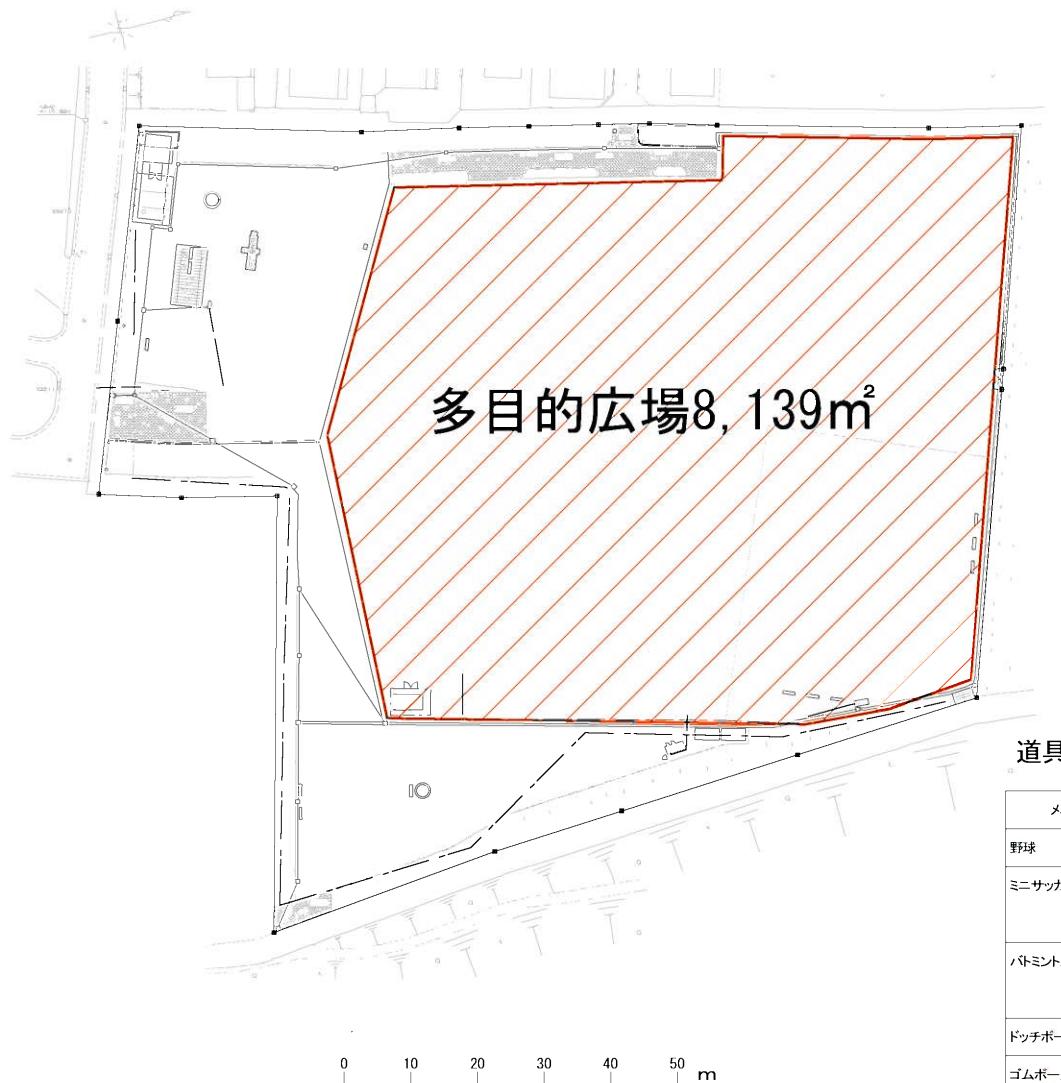
【夏見台近隣公園】

検討事項	内容		備考
対象	小中学生		呼びかけをする対象であり、使用を制限することではない
実施回数	水曜日（週1回）	土曜日（月1回）	
時間	15時30分～17時30分	10時～12時	夏季（～9/30）
	15時00分～16時30分		冬季（10/1～）
用意するボールの種類	キヤッチボール サッカーボール ソフトドッヂボール ゴムボール など	遊びを提供してくれる団体やスポーツチームに参加してもらう中で、平日と同様の準備をして、イベント形式と併せて利用してもらう。	遊具の持ち込みは制限しない。使用するボールや遊びの種類は検討が必要。 土曜日のイベント内容については、協力団体と協議して決める
遊びの禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者の危険となる遊び ・公園外へボールが飛び出す恐れのある遊び (固いボールの使用や打撃やシュートのようなコントロールが難しい行為) ・他の利用者が使用できなくなる使用方法 (公園全体を使用しての試合形式) など		公園ごとに状況を踏まえて細かく設定・修正していく。 子どもの自主性を尊重する。
人の配置	試行時間中は人を配置する。		試行においては、（公財）生きがい福祉事業団による見守りを行う。市職員も配置する。
仕事内容	安全管理、貸出す道具の管理、マナーや利用方法の指導		
安全措置	特になし		
事業の周知方法 ・集客方法	近隣の小中学校や周辺自治会等へチラシを配布する。公園内にルールを明示した看板を設置する。		

夏見台近隣公園



公園面積12,561m²



メニュー	道具	数量
野球	ゴムボール2、プラスティックバット1	1
ミニサッカー	ボール	2
	ミニゴール	1
バトミントン	シャトル1ダース	1
	ラケット	2
ドッヂボール	ソフトドッヂボール	1
ゴムボール	ゴムボール大小	2
キャッチボール	キャッチボール用天然ゴムボール	1
	グローブ	2
輪投げ	的、輪	1
フリスビー	フリスビー	1
マーカー		
カラーコーン		

【大穴第2号公園】

検討事項	内容	備考
対象	小中学生	呼びかけをする対象であり、使用を制限することではない
実施回数	火曜日、木曜日（週2回）	
時間	15時30分～17時30分 15時00分～16時30分	夏季（～9/30） 冬季（10/1～）
用意するボールの種類	天然ゴムボール（キャッチボール） サッカーボール（ミニサッカー） ソフトドッヂボール（ドッヂボール） ゴムボール など	遊具の持ち込みは制限しない。 使用するボールや遊びの種類は制限や検討が必要。
遊びの禁止事項	・他の利用者の危険となる遊び ・公園外へボールが飛び出す恐れのある遊び （固いボールの使用や打撃やシュートのようなコントロールが難しい行為） ・他の利用者が使用できなくなる使用方法 （公園全体を使用しての試合形式） など	公園ごとに状況を踏まえて細かく設定・修正していく。 子どもの自主性を尊重する。
人の配置	試行時間中は人を配置する。	試行においては、（公財）生きがい福祉事業団による見守りを行う。市職員も配置する。
仕事内容	安全管理、貸出す道具の管理、マナーや利用方法の指導	
安全措置	出入口及び水路側に移動式ネット等を設置。 水路側には注意看板の設置する	
事業の周知方法 ・集客方法	近隣の小学校や周辺自治会等へチラシ配布する。 公園内にルールを明示した看板を設置する。	

大穴第2号公園



公園面積3,647m²



0 10 20 30 40 50 m

道具

メニュー	道具	数量
ミニサッカー	ボール	2
	ミニゴール	1
ドッヂボール	ソフトドッヂボール	1
ゴムボール	ゴムボール大小	2
キャッチボール	キャッチボール用天然ゴムボール	1
	グローブ	2
輪投げ	的、輪	1
フリスビー	フリスビー	1
マーク		
カラーコーン		

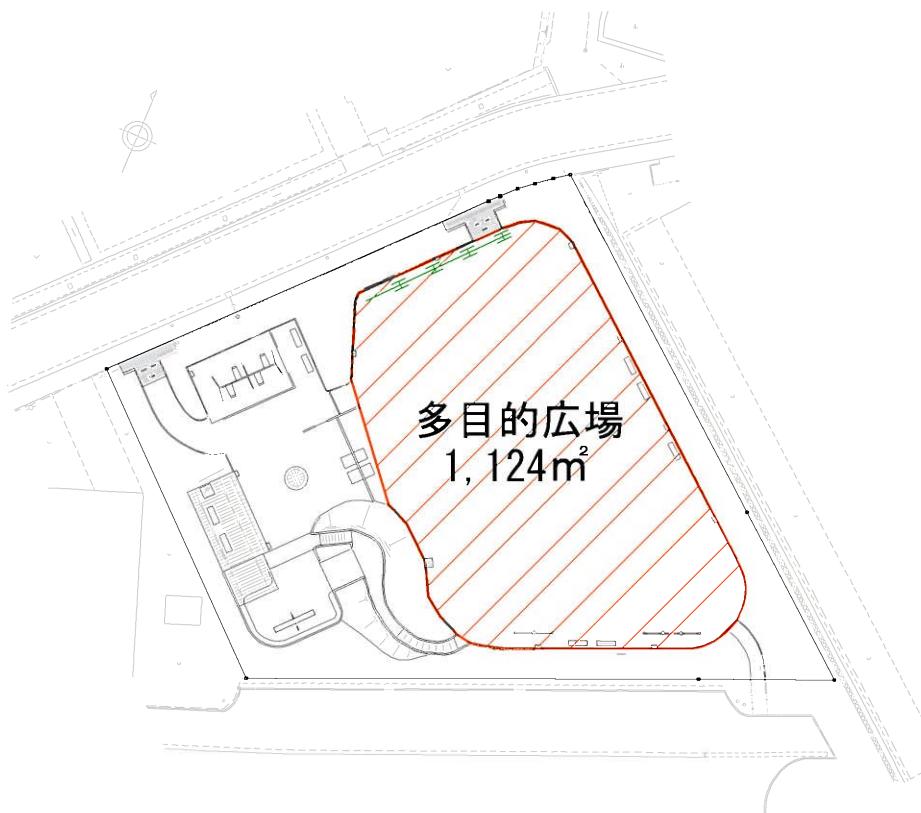
【西船みどり公園】

検討事項	内容	備考
対象	小中学生	呼びかけをする対象であり、使用を制限することではない
実施回数	金曜日（週1回）	
時間	15時30分～17時30分 15時00分～16時30分	夏季（～9/30） 冬季（10/1～）
用意するボールの種類	天然ゴムボール（キャッチボール） サッカーボール（ミニサッカー） ソフトドッヂボール（ドッヂボール） ゴムボール など	遊具の持ち込みは制限しない。 使用するボールや遊びの種類は制限や検討が必要。
遊びの禁止事項	・他の利用者の危険となる遊び ・公園外へボールが飛び出す恐れのある遊び（固いボールの使用や打撃やシートのようなコントロールが難しい行為） ・他の利用者が使用できなくなる使用方法（公園全体を使用しての試合形式） など	公園ごとに状況を踏まえて細かく設定・修正していく。 子どもの自主性を尊重する。
人の配置	試行時間中は人を配置する。	試行においては、（公財）生きがい福祉事業団による見守りを行う。市職員も配置する。
仕事内容	安全管理、貸出す道具の管理、マナーや利用方法の指導	
安全措置	飛び出し防止として出入口に簡易ネット等を設置する	
事業の周知方法 ・集客方法	近隣の小学校や周辺自治会等へチラシ配布する。公園内にルールを明示した看板を設置する。	

西船みどり公園



公園面積2,276m²



道具

メニュー	道具	数量
ミニサッカー	ボール	2
	ミニゴール	1
ドッヂボール	ソフトドッヂボール	1
ゴムボール	ゴムボール大小	2
キヤッチボール	キヤッチボール用天然ゴムボール	1
	グローブ	2
輪投げ	的、輪	1
フリスビー	フリスビー	1
マーカー		
カラーコーン		

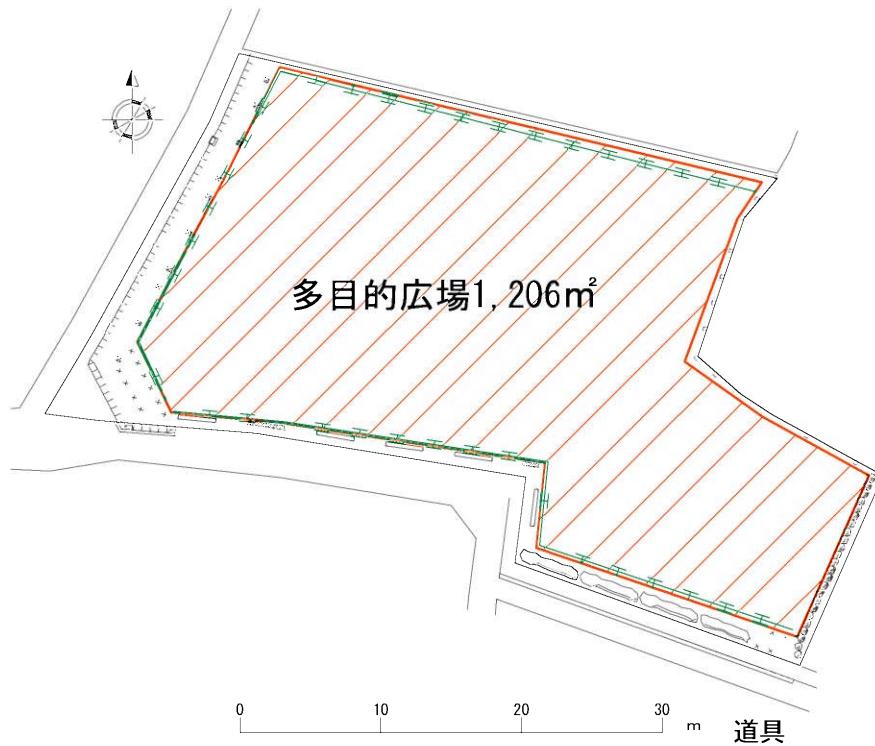
【本町4丁目広場公園】

検討事項	内容	備考
対象	小中学生	呼びかけをする対象であり、使用を制限することではない
実施回数	金曜日（週1回）	
時間	15時30分～17時30分 15時00分～16時30分	夏季（～9/30） 冬季（10/1～）
用意するボールの種類	ソフトドッヂボール（ドッヂボール） ゴムボール など	遊具の持ち込みは制限しない。 使用するボールや遊びの種類は制限や検討が必要。
遊びの禁止事項	・他の利用者の危険となる遊び ・公園外へボールが飛び出す恐れのある遊び （固いボールの使用や打撃やシートのようなコントロールが難しい行為） ・他の利用者が使用できなくなる使用方法 （公園全体を使用しての試合形式） など	公園ごとに状況を踏まえて細かく設定・修正していく。 子どもの自主性を尊重する。
人の配置	試行時間中は人を配置する。	試行においては、（公財）生きがい福祉事業団による見守りを行う。市職員も配置する。
仕事内容	安全管理、貸出す道具の管理、マナーや利用方法の指導	
安全措置	外周にネット等を設置し、中央部で遊ぶよう誘導する	
事業の周知方法 ・集客方法	近隣の小学校や周辺自治会等へチラシ配布する。公園内にルールを明示した看板を設置する。	

本町4丁目広場公園



公園面積1,332m²



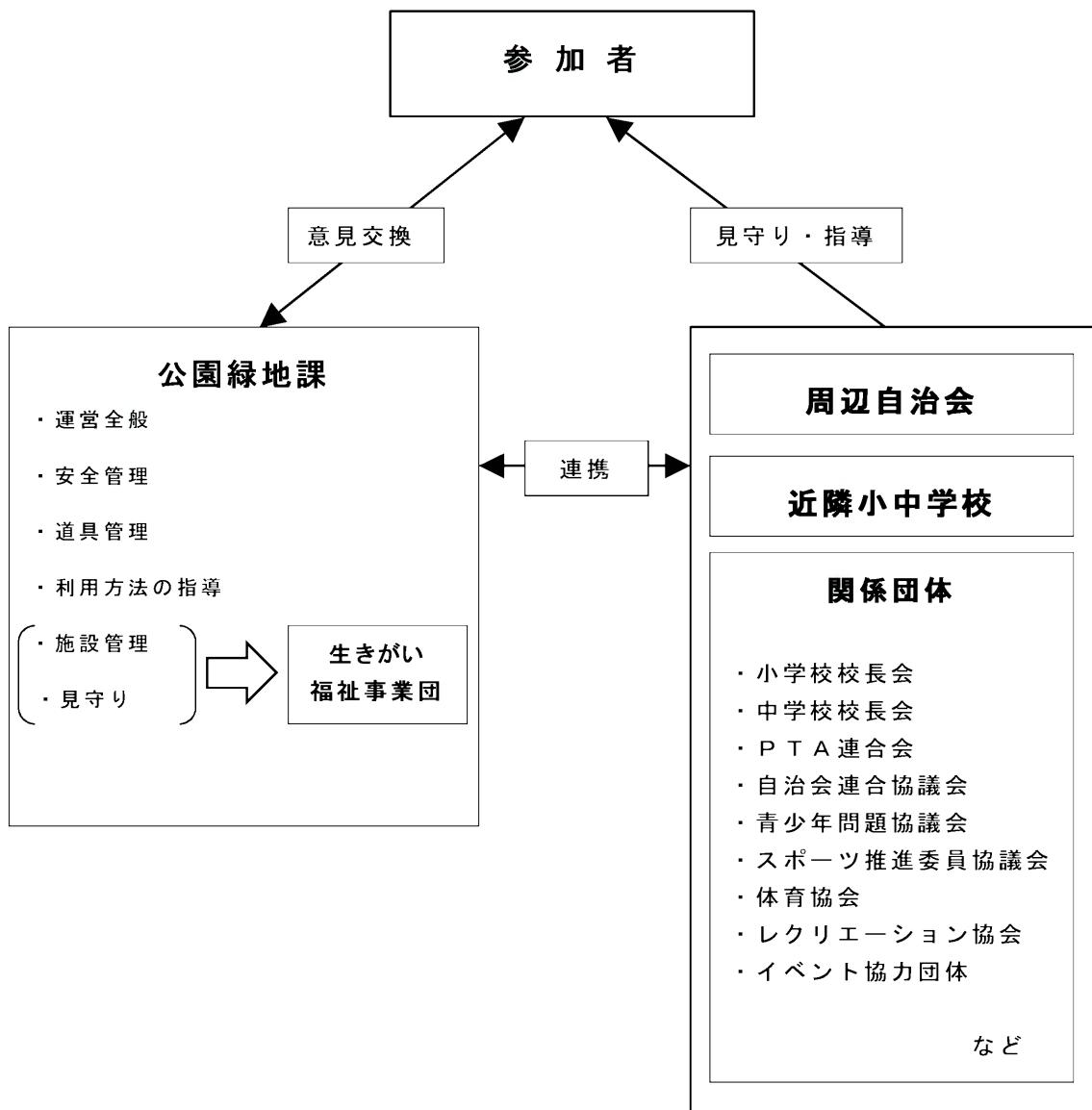
メニュー	道具	数量
ミニサッカー	ボール	2
	ミニゴール	1
ドッヂボール	ソフトドッヂボール	1
ゴムボール	ゴムボール大小	2
キャッチボール	キャッチボール用天然ゴムボール	1
	グローブ	2
輪投げ	的、輪	1
フリスビー	フリスビー	1
マーカー		
カラーコーン		

(2)実施計画

①実施体制

子ども達の様子や感想や利用状況を確認して、子ども達が自主的に楽しめる遊び方や利用方法を検討していく。

実施においては、管理者、支援者、市などすべての関係団体を網羅した連絡体制を整備する。



②実施手順

以下の手順で試行を進めて行く。

1. 関係団体への説明や周知（平成 28 年 2 月～）

地元自治会、近隣小中学校、関係団体等の順番で、試行内容について説明を行い、周知、見守り、ルール策定への協力を依頼する。

2. イベント協力団体の募集、協力依頼（平成 28 年 3 月～7 月）

近隣公園で土曜日に実施する試行に協力してくれる団体を探し、実施内容を詰めていく。

3. 実施体制検討、物品等準備（平成 28 年 4 月～7 月）

- ・関係団体と調整し、実施体制を構築する。
- ・遊具・会場用具、倉庫など物品の準備をする。
- ・PR用のチラシ・看板を作成する。

4. 事業PR（平成 28 年 8 月～）

- ・学校、関係団体等へのチラシ配布・試行公園へ看板等の設置などを行い、できるだけ多くの子ども達に来てもらうよう周知を図る。

5. 公園での試行実施（平成 28 年 9 月～11 月末）

- ・ボールの種類、遊び方の検証
- ・アンケートやヒアリングによるルール設定や管理方法の検討

6. 試行の検証（平成 28 年 12 月～平成 29 年 2 月）

- ・公園によってどのくらいの年齢の子どもが、どのような遊び方をしているかなど現状の利用状況を把握する。
- ・5公園を比較し、ルールやボール遊びの範囲を決める要因を検討する。
- ・将来的には、管理者、道具は配置せず、ルールの範囲で自主的に遊べるようになることを見据えて今後の実施方法を検討する。

6. 参考資料

(1) 試行事業スケジュール（案）

(2) 検討委員会会議資料

ボール遊びのできる公園 試行事業スケジュール（案）

	平成28年											平成29年			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 関係団体への説明や周知															
自治会・町会長への説明	■■■■■														
近隣小中学校への説明		■■■■■	■■■■■	■■■■■											
関係団体説明		■■■■■	■■■■■	■■■■■											
2 イベント協力団体の募集、協力依頼			■■■■■	■■■■■											
3 実施体制の検討、物品等準備			■■■■■	■■■■■											
実施体制構築、内容検討			■■■■■	■■■■■											
物品準備			■■■■■	■■■■■											
PR用品(チラシ、看板)検討・作成			■■■■■	■■■■■											
4 事業PR					■■■■■										
5 試行実施						■■■■■									
6 試行の検証							■■■■■								